

○特例販売業者(歯科用医薬品)の取扱い品目について

(昭和五十六年三月二三日)

(薬発第三〇〇号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記について、別添1のとおり大阪府知事より照会があり、これに対し別添2のとおり回答したので了知されたい。

.....

別添1

(昭和五十六年二月一七日 薬第一〇八九号)

(厚生省薬務局長あて大阪府知事照会)

標記について、別記1及び2の医薬品を特例販売業者の取扱い品目として認めて支障がないかどうか意見をお伺いします。

別記1

名称 サホライド・RC

成分・分量 一〇〇ml中

昭和四十五年一月十七日 東洋製薬化成(株)

サホライド 一〇ml

効能・効果 根管治療(根管消毒)

承認番号・年月日 (五四AM)第六七六号(五四・五・二一)

製造業者名 東洋製薬化成(株)

別記2

名称 Fバニッシュ

成分・分量 一〇〇g中

フッ化ナトリウム 五・〇g

効能・効果 象牙質知覚過敏の抑制(知覚鈍麻)

承認番号・年月日 (五六AM)第二号(五六・一・七)

製造業者名 東洋製薬化成(株)

別添2

(昭和五十六年三月二三日 薬発第二九九号)

(大阪府知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和五十六年二月十七日薬第一、〇八九号をもつて照会のあつたサホライド・RC及びFバニッシュは、歯科用医薬品を取扱う特例販売業者の取扱い品目として差し支えない。